

## 第5節 選挙

### 1 選挙の種類

選挙は、公職の種類によっていくつかの種類に分けることができます。選挙期日\*<sup>1</sup>は、選挙の種類に応じ、選挙前一定の期間において公示又は告示\*<sup>2</sup>しなければなりません（公選法31条～34条の2）。

#### \*1 選挙期日

一般に投票日とよばれています。任期満了による選挙は、原則として任期満了日前30日以内（国会議員の任期満了による選挙は、任期満了による選挙を行うべき期間が、国会開会中に重なる場合、又は国会閉会の日から23日以内に重なる場合は、国会閉会の日から24日以後30日以内）に行われます。衆議院の解散による総選挙や地方公共団体の議会の解散による一般選挙は、解散の日から40日以内、任期満了以外の事由による地方公共団体の議会の議員・長の選挙については、選挙事由発生の日から50日以内に行われます。

#### \*2 公示と告示

公示は、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の場合に天皇が国事行為（憲法7条4号）として行い、告示は、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙・再選挙並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の場合に当該選挙事務を管理する選挙管理委員会が行います。

#### (1) 総選挙

衆議院議員（総定数475人：小選挙区選出議員295人、比例代表選出議員180人）の全員を選ぶ選挙を総選挙といい、小選挙区選挙と比例代表選挙が、同日に行われます。総選挙は、衆議院議員の任期満了（4年）によるものと、衆議院の解散によって行われるものがあります。

#### (2) 参議院議員通常選挙

参議院議員（総定数242人：選挙区選出議員146人、比例代表選出議員96人）の半数を選ぶ選挙を通常選挙といいます。参議院議員の任期は6年で、3年に1回、定数の半分が改選されます。

#### (3) 地方公共団体の選挙

##### 〈1〉一般選挙（地方公共団体の議会の議員の選挙）

一般選挙とは、地方公共団体の議会の議員の全員を選ぶ選挙です。通常は任期満了（4年）の場合に行われますが、議会の解散などによって議員又は当選人のすべてがいなくなった場合にも行われます。

##### 〈2〉地方公共団体の長の選挙

都道府県知事や市町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙です。任期満了（4年）の場合のほか、住民の直接請求（リコール）による解職や、不信任議決による失職、死亡、退職、などの場合にも行われます。

##### 〈3〉設置選挙

新しく地方公共団体が設置された場合に、その議会の議員と長を選ぶために行われる選挙です。

#### (4) 特別の選挙

##### 〈1〉再選挙

立候補者数の不足や法定得票数を得た候補者の不足のため必要な数の当選人が得られなかったり、当選人が公職に就くまでに、死亡や当選争訟等によ

を拒めないとする高裁判決（東京高判昭49・8・28行裁例集25巻8＝9号1079頁）があり、学界でも支持されています。

## 2 事務監査請求

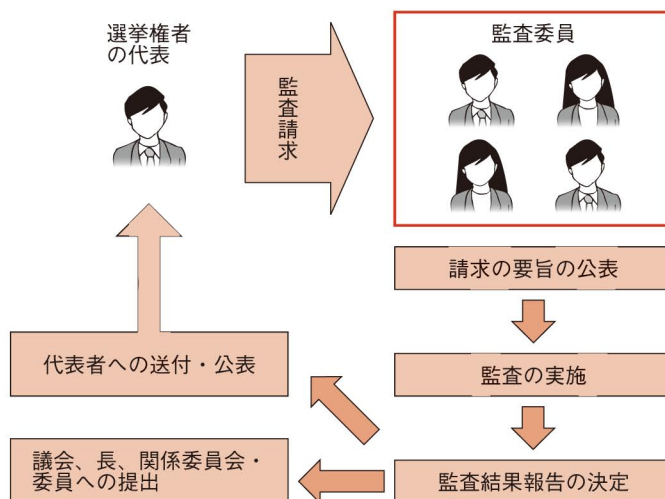
選挙権者は、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、地方公共団体の**監査委員**に対し、当該地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができます（自治法75条1項）。本章4節で述べたように請求者は日本国民であることを要求されますが、政治性の薄い**事務監査請求**についてまで国籍要件を課すのは疑問だとする見解<sup>\*1</sup>があります。

請求を受けた監査委員は、請求の要旨を公表し（自治法75条2項）、監査を行い、監査の結果に関する報告を決定し、これを代表者に送付し、かつ公表するとともに、議会及び長並びに関係のある委員会又は委員に提出しなければなりません（自治法75条3項）（【図表6-2】参照）。

\*1

宇賀克也「地方自治法概説〔第6版〕」（有斐閣、2015年）321頁。

【図表6-2】事務監査請求の流れ



## 3 議会の解散請求

選挙権者は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から、地方公共団体の**選挙管理委員会**に対し、当該地方公共団体の議会の解散を請求することができます。選挙権者の総数が40万を超える場合には、その超える数に6分の1を乗じて得た数と、40万に3分の1を得た数とを合算して得た数の連署でよいというように署名数の要件が緩和されています（以上、自治法76条1項）。以下これと同内容の緩和措置のことを「**40万超特例**」とよぶことにします。